

やまがた地域・経済レポート

山形県みらい企画創造部
統計企画課

2023.2 No.5

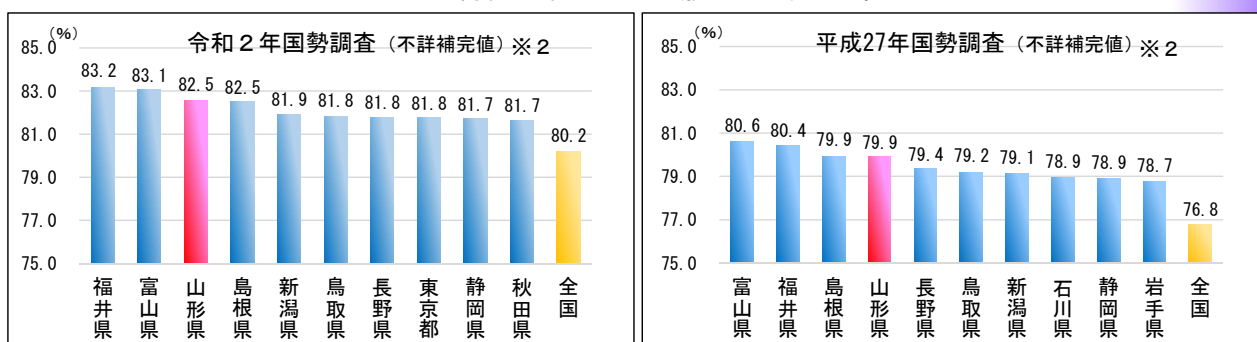
国勢調査からみる本県高齢者の就業状況

少子高齢化が進展し労働力人口が減少する中においては、働く意欲のある高齢者の力がますます必要となっていくと見られます。令和3年4月1日に改正高年齢者雇用安定法が施行され、65歳から70歳までの就業機会の確保が事業者の努力義務とされましたが、山形県の高齢者（特に65歳から69歳まで）の就業状況はどうなっているのでしょうか？「令和2年国勢調査：就業状態等基本集計」のデータを基に考察していきます。

高齢者（65～69歳）の労働力率

「やまがた地域・経済レポート No.1」では、山形県の生産年齢（15～64歳）の労働力率※1（平成27年国勢調査）が全国第4位と高い水準にあることを述べました。最新の令和2年国勢調査でもその傾向は継続しており、山形県の労働力率は全国第3位と引き続き高い水準を維持しております（図1）。

図1 労働力率（15～64歳） 上位10県



総務省：国勢調査（平成27年、令和2年）不詳補完結果 ※2 より

労働力率は全体的に平成27年の値よりも令和2年の方が高くなっていますが、これは、主に60～64歳の労働力率が大きく上昇したことによるものです（図2、3）。要因としては、高年齢者雇用安定法における高年齢者雇用確保措置の義務化※3により、65歳

※1 労働力率

「労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた人口）／15歳以上県人口」で表される率。この率が高いほど労働に従事している（従事する意欲がある）人が多い。

※2 不詳補完値・不詳補完結果

総務省統計局では、国勢調査の集計にあたり、結果利用者の利便性向上を図るため、年齢や労働力状態などの主な項目の集計結果に含まれる「不詳」をあん分等によって補完した「不詳補完値」を算出しており、これらをまとめた統計表：「不詳補完結果」を参考表として提供している。

※3 高年齢者雇用安定法における高年齢者雇用確保措置の義務化

事業主に対して、65歳までの雇用機会を確保するため、①65歳までの定年引上げ、②65歳までの継続雇用制度の導入、③定年廃止 のいずれかを講ずることを義務付け。原則、希望者全員に適用されるが、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合は、その基準を適用できる年齢を令和7年4月まで段階的に引き上げることが可能（経過措置）。

までの希望者の働く機会が増えたことや、人手不足による影響などが考えられます。

図2 年齢（5歳階級）別労働力率
（15～64歳）・山形県

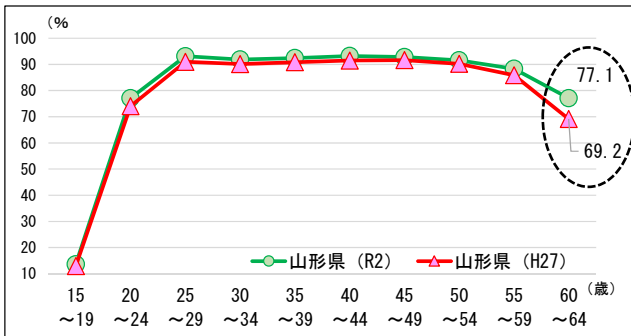
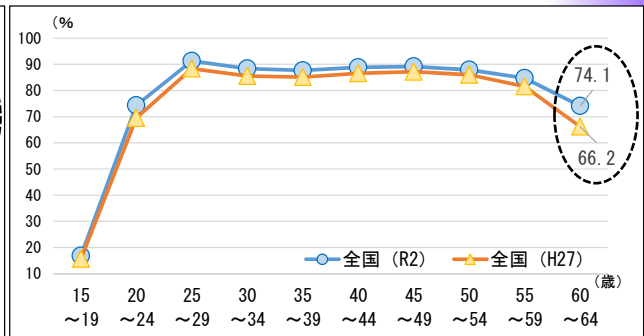


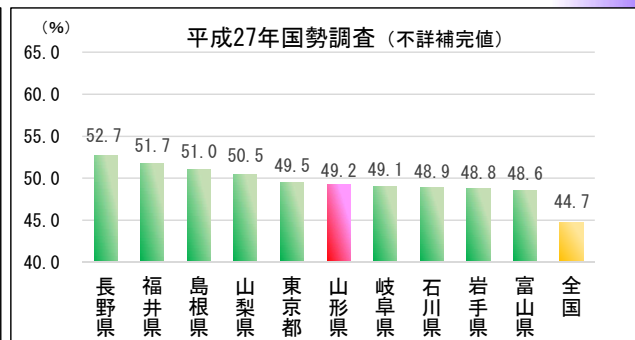
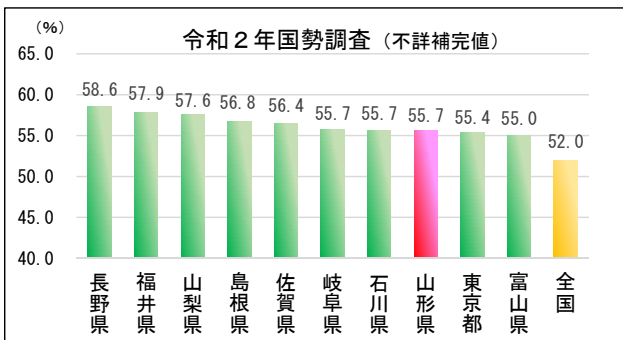
図3 年齢（5歳階級）別労働力率
（15～64歳）・全国



総務省：国勢調査（平成27年、令和2年）不詳補完結果 より

次に、改正高年齢者雇用安定法において、就業機会を確保することが努力義務となる65～69歳の状況を見てみます。令和2年は改正高年齢者雇用安定法の施行前となりますが、それでも、65～69歳の労働力率は全体的に上昇しており、高齢者の就業機会が増加していることがわかります（図4）。

図4 労働力率（65～69歳） 上位10県



総務省：国勢調査（平成27年、令和2年）不詳補完結果 より

なお、山形県の65～69歳の労働力率は、平成27年国勢調査では全国6位、令和2年国勢調査では全国8位と、生産年齢（15～64歳）よりも順位を落としてはいるものの、高い水準にあります。このことから、本県においては、65～69歳の高齢者の就業機会は比較的確保されているようにも思われます。

生涯現役～自営業関係者が支える労働力率～

65～69歳の就業状況について、もう少し深掘りしていきます。

図5は就業者を従業上の地位の面から比較したものです。「雇用者」と「役員」を合わせた割合について、山形県の65～69歳は約62%となっていますが、全国は約74%と山形県よりも約12ポイント高くなっています。反対に、「業主」※4や「家族従業者」※5

※4 業主

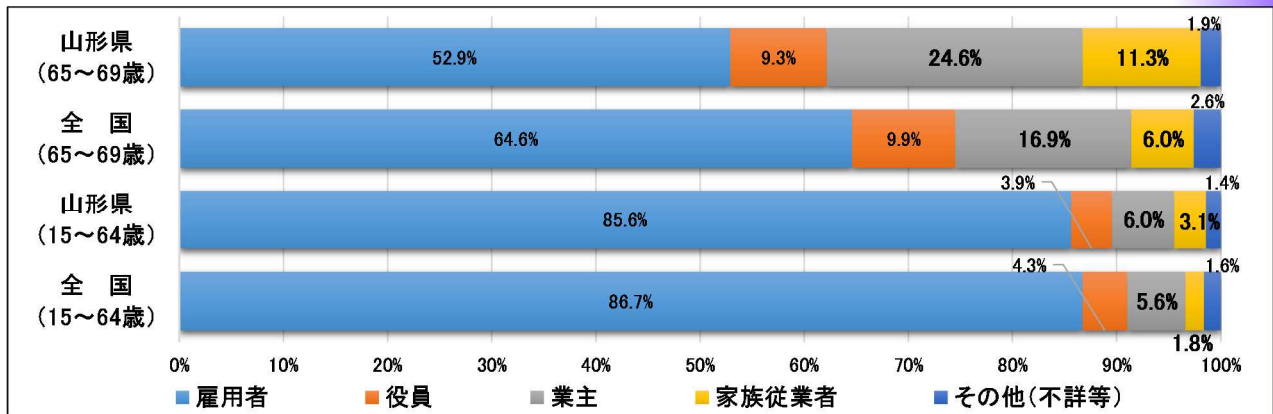
国勢調査における「雇入のある業主」と「雇入のない業主」をあわせたもの。個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士など

※5 家族従業者

農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

といった、いわゆる自営業関係者の割合は、山形県は約 36%、全国は約 23%と、山形県の方が約 13 ポイント高くなっており、山形県の 65～69 歳の就業者には、自営業関係者の方が相対的に多いという特徴があることがわかります。生産年齢人口（15～64 歳）の就業者内訳でも、全国に比べて山形県の「雇用者」と「役員」の割合が低く、「業主」と「家族従業者」の割合が高いことから、65～69 歳においても同様の傾向が続いていると考えられます。（ただし、65 歳以降は定年による雇用者の退職が多くなる一方、「役員」や自営業の方々には定年がなく、65 歳以降もそのまま働き続ける方が多いため、割合は大きく変化しています。）

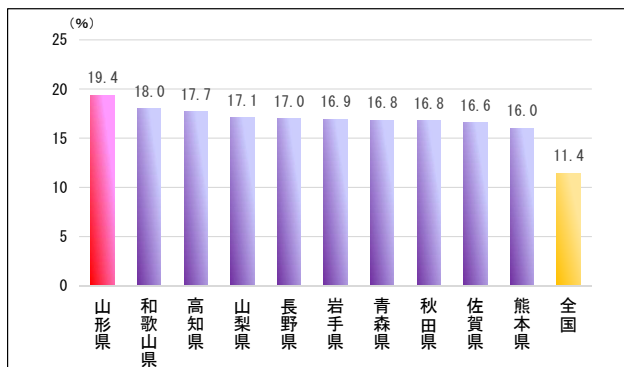
図5 就業者の内訳（従業上の地位）



総務省：国勢調査（令和2年）より

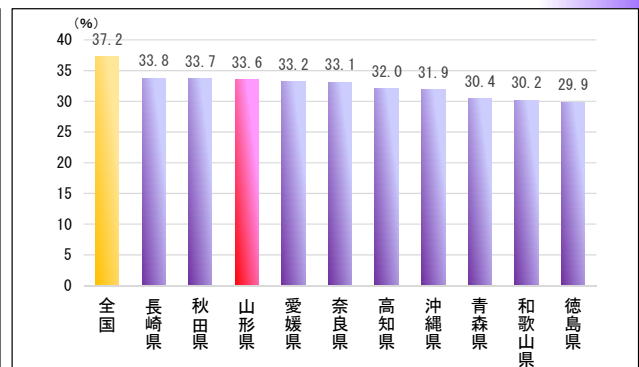
山形県の「業主」「家族従業者」「雇用者」の水準をもう少し詳細に調べるために、人口に占める割合で比較してみます。図6は65～69歳人口に占める「業主」及び「家族従業者」の割合を、図7は65～69歳人口に占める「雇用者（役員含み）」の割合を都道府県ごとに比較したグラフです。山形県の65～69歳人口に占める「業主」と「家族従業者」を合わせた割合が19.4%と全国1位であるのに対し、「雇用者（役員含み）」の割合は33.6%と全国を下回っており、順位も40位と低くなっています。これらのことから、山形県の65～69歳の労働力率が高い水準にあるのは、「業主」や「家族従業者」などの自営業関係者の割合が高いためである、ということが言えると思います。

図6 65～69歳人口に占める「業主」及び「家族従業者」の割合 上位10県



総務省：国勢調査（令和2年）より

図7 65～69歳人口に占める「雇用者（役員含み）」の割合 下位10県



総務省：国勢調査（令和2年）より

セカンドライフは農業者？～山形県民の退職後の職業事情～

では、なぜ山形県は自営業関係者の割合が高いのでしょうか。山形県の「業主」と「家族従業者」について、もう少し詳細に調べてみます。

表1は、65～69歳の「業主」と「家族従業者」を職業別に分類したのですが、全国と山形県では、「農林漁業従事者」の割合が大きく異なっていることがわかります。このことから、山形県の65～69歳の就業者において、自営業関係者（「業主」及び「家族従業者」）の割合が相対的に高くなっているのは、「農林漁業従事者」が多いためである、という構図が見えてきます。

なお、山形県は、そもそも就業者（15～64歳）に占める「農林漁業従事者」（業主・家族従業者）の割合が高くなっているため、65～69歳においてもその傾向が続いているようです（表2）。

表1 「業主」及び「家族従業者」（65～69歳）の内訳（職業）

	山形県	全国
管理的職業従事者	0.7%	0.9%
専門的・技術的職業従事者	5.8%	12.9%
事務従事者	3.4%	5.5%
販売従事者	6.7%	10.4%
サービス職業従事者	10.8%	12.9%
保安職業従事者	0.2%	0.2%
農林漁業従事者	50.8%	29.0%
生産工程従事者	7.1%	8.6%
輸送・機械運転従事者	0.6%	1.7%
建設・採掘従事者	7.7%	9.6%
運搬・清掃・包装等従事者	3.4%	4.5%
分類不能の職業	2.6%	3.8%

総務省：国勢調査（令和2年）より

※四捨五入の関係で、足し合わせても100%にならない場合がある。

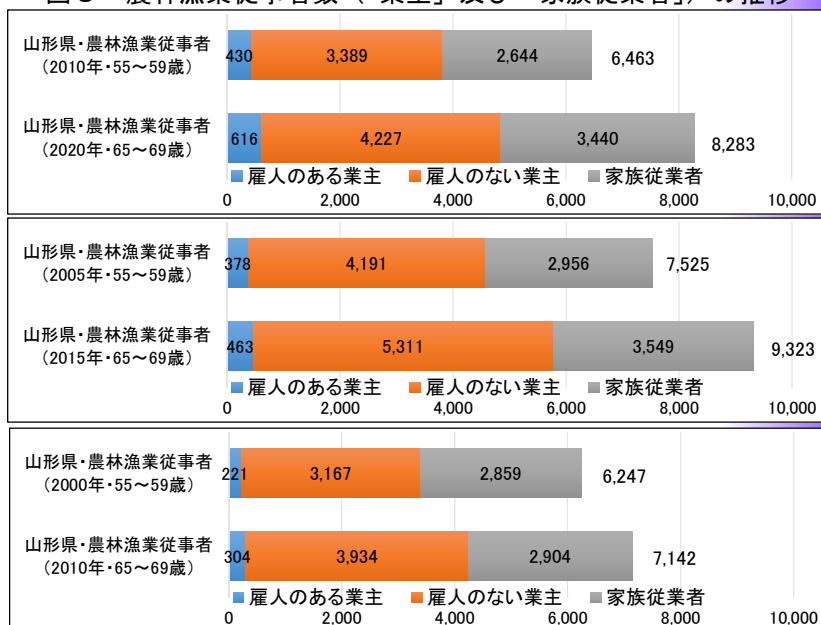
表2 就業者に占める農林漁業従事者（業主・家族従業者）の割合（15～64歳）

	山形県	全国順位
H12	6.3%	7位
H17	5.6%	7位
H22	5.0%	6位
H27	4.0%	6位
R2	2.9%	7位

総務省：国勢調査より

他にも、65～69歳の自営業関係者の割合が高い理由として、退職後に農業等を行う方がいる、ということが影響しているのではないかと思います。例えば、兼業農家の方が、退職を機に農業のみに専念するようなケースや、退職を機に他県から移住して農業等を始める、というようなケースです。図8は国勢調査の各年次における65～69歳時

図8 農林漁業従事者数（「業主」及び「家族従業者」）の推移



総務省：国勢調査より

の「農林漁業従事者」（「業主」「家族従業者」）と、その10年前の55～59歳時とを比較したグラフですが、いずれも55～59歳時より65～69歳時の方が「農林漁業従事者」は増えています。前述したような「退職後に農業等に従事する高齢者」が一定数いるためであると思われます。

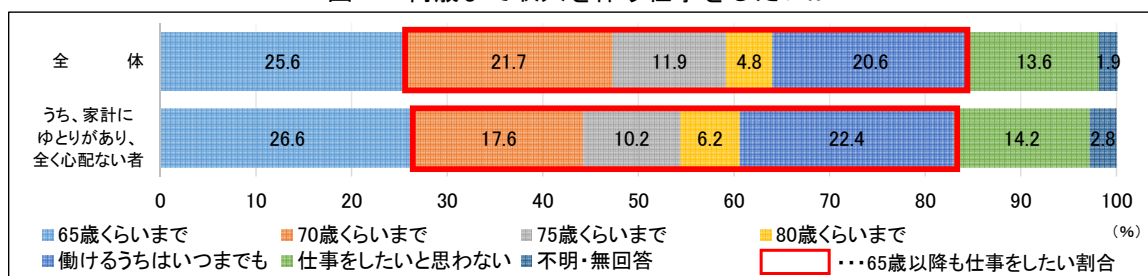
以上のことをまとめますと、

- ・令和2年国勢調査における山形県の65～69歳の労働力率は、15～64歳と同様、全国でも高い水準にある。内訳をみると、自営業者の割合が高く、雇用者の就業割合は全国平均を下回っている。自営業者は定年がなく、高齢になってもそのまま働き続けている方が多いため、労働力率の上昇に寄与している。
- ・山形県の自営業者（65～69歳）の中では「農林漁業従事者」の割合が高い。これは、そもそも就業者（15～64歳）に占める「農林漁業従事者」の割合が高いため。また、退職後に農業等に従事する高齢者が一定数いることも影響していると推測される。ということになると思われます。

働けるうちはいつまでも～本県産業を支える高齢者～

内閣府が行った調査では、高齢者の約6割が65歳以降も仕事をしたいと回答しており、高齢者も高い就労意欲を持っている様子がうかがえます。また、仕事についても、単に「収入」を得るためだけではなく、「仕事がおもしろい・自分の知識・能力を生かせる」「仕事を通じて友人や仲間を得ることができる」「働くのは体によい」等、様々な観点からプラスに捉えているようです（図9、10）。このような、意欲のある高齢者は、労働力の面でも、長年培ってきた技術・知識の若年労働者への継承の面からも、今後の本県経済を担う重要な一翼になるものと考えます。

図9 何歳まで収入を伴う仕事をしたいか

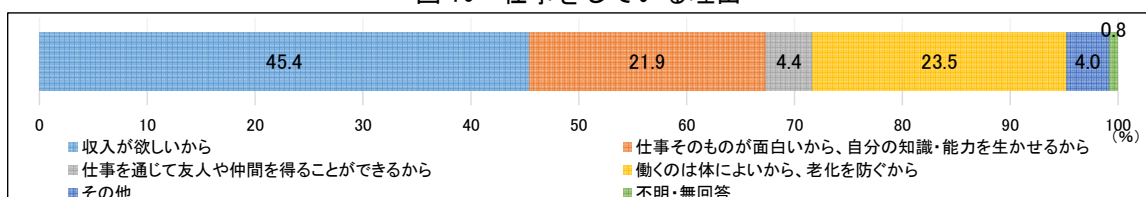


内閣府：高齢者の経済生活に関する調査（令和元年度）より

※調査対象は、全国の60歳以上の男女

※四捨五入の関係で、足し合わせても100.0%にならない場合がある。

図10 仕事をしている理由

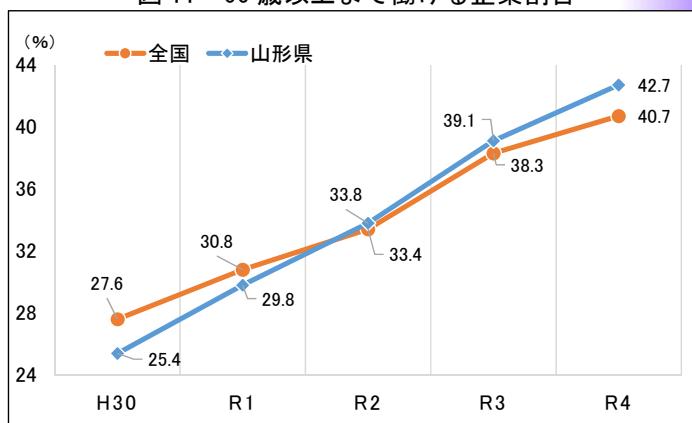


内閣府：高齢者の経済生活に関する調査（令和元年度）より

企業もこのような意欲ある高齢者の就業機会を拡大させております。図 11 は希望者全員が 66 歳以上まで働ける企業の割合をグラフにしたものです。全国・山形県ともに年々割合が高くなっており、令和 2 年以降は、山形県の割合が全国を上回っております。これまで見てきたとおり、山形県の高齢者の就業については、自営業関係者の割合が大きかったところですが、今後はこのような企業の動きにより、高齢者の雇用機会も徐々に増えてくるものと思われま

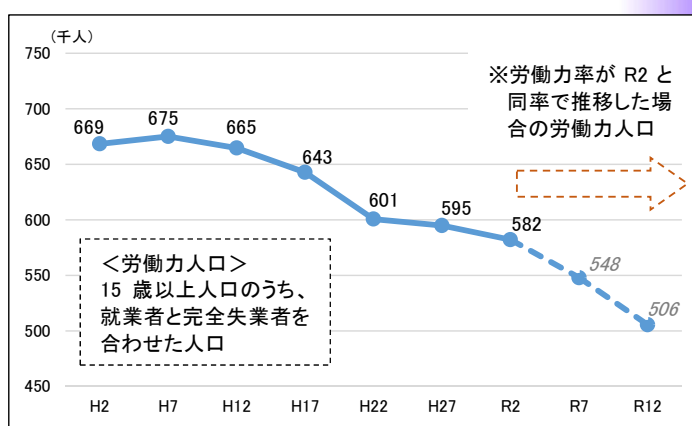
す。少子高齢化を伴う人口減少が進行する中において、経済の活力を維持するためには、年齢や性別に関係なく、就労意欲のある方がその能力を十分に発揮できるようにしていかなければなりません。特に本県は全国を上回る速さで人口減少が進んでいますので、本県産業を支えるための労働力人口の確保は大きな課題です（図 12）。このため、働くことを希望する高齢者がやりがいをもって存分に活躍できる社会を作り上げていくことは、経済の活力維持の面からも、次世代を担う若年労働者の負担軽減の面からも、今後ますます重要になっていくものと考えます。

図 11 66 歳以上まで働ける企業割合



山形労働局：「高齢者の雇用状況」集計結果 より

図 12 労働力人口の将来推計（山形県）



総務省「国勢調査（平成 2 年～令和 2 年）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成 30 年推計）より 統計企画課作成

※R 7 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口に R 2 年国勢調査における労働力率を乗じた推計値

やまがた地域・経済レポート

発行 山形県みらい企画創造部 統計企画課
〒990-8570
山形県山形市松波 2 丁目 8-1 山形県庁 7 階
TEL：023-630-2180 FAX：023-630-2185